民間公益活動を行う団体が担う役割及び期待される機能について

(案)

※ 法及び中間的整理に記載された事項並びにこれまでの審議会での議論を踏まえ、事務局で整理したもの。

I. 役割

- 民間公益活動を行う団体の役割としては、以下のことが考えられる。
 - ① 行政が対応することが困難な具体的な社会の諸課題を抽出し、可視化する。
 - ② 成果に着目しつつ、休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成等により受けた資金を適切に活用し、社会の諸課題の解決に向けた取組みを推進する。
 - ③ 民間の創意・工夫を十分に生かし、複雑化・高度化した社会の諸課題を解決するための革新的な手法(アプローチ)を開発し、実践する。
 - ④ 現場のニーズや提案、事業成果等を資金分配団体等にフィードバックし、一層の制度の改善につなげる。

Ⅱ. 期待される機能

○ 民間公益活動が行う団体が担う役割を踏まえ、期待される機能として以下のことが考えられる。

1. 法の規定に係る機能

民間公益活動の適切かつ確実な実施(第22条第4項)

- ① 行政の縦割りに「横串」を刺す、あるいは隙間に落ちている具体的な課題の抽出と可視 化
- ② 課題に応じた最適な解決手法の提案、実施
- ③ イノベーションの創出、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発、実践
- ④ 自ら行う民間公益活動の成果評価の実施

2. 審議会における議論を踏まえ、備えることが望ましい機能

○ 制度の改善につなげるため、現場のニーズや提案、事業成果等の資金分配団体等へのフィードバック

【参考】現場団体の革新性(例)

テーマ	・社会から認知されていない、可視化されていない課題への対応
	(受益者と課題解決の担い手が極端こ少ないケースへの対応 等)
新しい事業モ	複雑化・高度化した現代の社会課題の解決には、従来とは異なる事業モデルによるアプロー
デル	チが求められる。特に現場団体は、その課題に直接触れる機会が多く、現場レベルで生まれ
	るアイデアを具現化することで、革新的なアプローチが生まれることが期待される。
新しい技術の	人工知能(AI) 1 、ビッグデータ 2 、IoT 3 等の情報通信技術(ICT)、ロボット技術等研究機関や
応用	民間企業によって開発された新しい技術を社会課題解決に応用することで、革新的なアプロ
	ーチが生まれることが期待できる。
集合的	ひとつの現場団体で行うことができる活動は限られているため、営利法人と非営利組織、行
インパクト4	政と民間という垣根を越えて、関係主体同士が集合的インパクト(コレクティブ・インパク
	ト)を志向し、新しい発想の事業アイデアやお互いの強みを生かした事業が生まれること
	で、より革新的な取組が促進される。
他地域への展	従来の民間公益活動には、一定の社会的インパクトを創出することが出来ていても、その効
開	果が地域限定的になっているのもが少なくない。社会的インパクトの拡大のためには、そうし
	た成功事例による事業モデルや成功のための要素等を他の現場団体等でも行えるように標準化
	し、他地域へ展開をすることが望ましい。
規模の拡大	現場団体の革新性は新しい団体に限定されるわけではなく、社会課題解決と国民利益の増進の
	ためには、従来の事業をさらに進化させて、より規模の拡大が図れるような活動を行うことが
	望ましい。

(出典) 休眠預金等活用審議会 第6回「駒崎弘樹専門委員提出資料」及び第7回「調査アドバイザリー グループ 報告書」より事務局作成。

¹人工的にコンピュータ上等で人間と同様の知能を実現させようという試み、あるいはそのための一連の基礎技術を指す。

²大容量のデジタルデータを指す。

³ Internet of Things(モノのインターネット)の略称。あらゆるモノがインターネットにつながる世界であり、インターネットを介した情報活用の概念を指す。

⁴セクターの垣根を超えて様々な立場の関係者が、目標・成果を共有した上で、共通の評価システムの下で、 お互いの強みを生かした取組を集中的かつ効果的に行うことで、より迅速により大きな社会的インパクトの 創出を目指すアプローチを指す。

【参考】社会の諸課題を抽出・可視化し、その解決に向けて取り組んでいる事例



(出所)あいちコミュニティ財団 2016年度年次報告書『あいちの課題深堀りBOOK』2016 (2017年8月4日)

5 ≪民間公益活動を行う団体に係る法の規定≫

(基本計画)

第十九条 (略)

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一•二 (略)

- 10 三 次に掲げる団体の選定に係る基準及び手続に関する事項
 - イ 民間公益活動を行う団体であって、民間公益活動の実施に必要な資金について、休眠 預金等交付金に係る資金を原資とする助成等を受けるもの(ロの資金分配団体を除 く。以下単に「民間公益活動を行う団体」という。)
 - ロ 民間公益活動を行う団体に対し助成等を行う団体であって、助成等の実施に必要な資金について、指定活用団体から休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成又は貸付けを受けるもの(以下「資金分配団体」という。)

四•五 (略)

3 • 4 (略)

20 第二十二条 (略)

15

2 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体は、この法律並びに基本方針及び基本計画並びに助成等の目的に従って誠実にその事業を行わなければならない。

3~5 (略)